

自動販売機設置場所貸付契約書(案)

川西市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、自動販売機の設置を目的として、次のとおり市有財産の貸付契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、末尾記載の物件(以下「貸付物件」という。)を乙に貸し付ける。

(使用目的等)

第2条 乙は、貸付物件を自動販売機の設置場所として使用しなければならない。

2 乙は、甲が自動販売機設置事業者を公募した際の条件を遵守しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 乙は、貸付物件の貸付けを引き続き希望する場合は、当該貸付けの期間満了の日の90日前までに甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(貸付料)

第4条 貸付料は、末尾記載のとおりとする。ただし、貸付期間が1年に満たない場合における貸付料の額は、末尾記載の貸付料年額に基づき日割計算により算定した額とする。

2 貸付料は、年度毎に甲の発行する納入通知書により、甲の指定した期日までに支払わなければならない。

(電気料等の支払方法)

第5条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、電気使用量等を計る有効期限内のメーターを設置するものとする。

2 甲は、前項のメーターにより、自動販売機に係る電気使用量を計測し、電気料金等を算定するものとする。

3 乙は、前項の電気料金等を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに支払わなければならない。

4 当該施設の電源等から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源等の改修等が必要な場合の当該経費は、乙の負担とする。

(延滞金)

第6条 乙は、前2条の規定による納入期限までに納入しないときは、当該納入期限の翌日から納入した日までの期間について、貸付料又は電気料金にそれぞれ年14.6パーセントの割合で算出した額を延滞金として甲に納入しなければならない。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、免除する。

(貸付料の改定)

第8条 貸付料は、貸付期間中は改定しないものとする。ただし、契約更新時に算定する最低貸付料が本契約の貸付料の金額を超えた場合は、当該最低貸付料を貸付料とする。

(契約不適合)

第9条 乙は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足、隠れた瑕疵その他本契約に適合しない事由が存することを発見した場合であっても、当該不適合を理由とした貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができない。

(自動販売機設置の基準等)

第10条 乙は、自動販売機の設置及び運営に関し必要な設置費、維持管理費その他費用を負担するものとする。

2 乙は、第2条第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守して自動販売機を設置しなければならない。

- (1) 千円札及び電子決済が使用できるようにすること。
- (2) 設置する自動販売機は環境負荷を低減した機種とするよう努めること。
- (3) 自動販売機を据付ける場合は、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)等を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- (4) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情について迅速に対応するとともに、故障時の連絡先を自動販売機本体に必ず明記すること。
- (6) 商品の補充、賞味期限の確認、金銭管理等自動販売機の維持管理について適切に行うこと。
- (7) 大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 乙は、使用済み容器回収ボックス(以下「回収ボックス」という。)の設置及び管理について、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 投入口付近に一般ごみの投入を禁止する旨及びリサイクルを推進する旨を必ず表示するとともに、外観色を周辺環境に配慮したものとする。
- (2) 使用済み容器の回収及び処理については、乙の責任においてこれを行うこと。ただし、処理に当たっては、法令等の規定に基づき許可を得るなど適切なりサイクルに努めること。
- (3) 使用済み容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済み容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

- (4) 自動販売機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収し、処理すること。

(販売商品の種類等)

第12条 乙は、販売商品については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 缶、ビン、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水、牛乳等の多品種、多品目により構成するよう努めること。
- (2) 酒類、たばこ及びその類似品は販売しないこと。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。
- (4) メーカー希望小売価格未満の金額で販売すること。

(売上報告書の提出)

第13条 乙は、本契約により設置した自動販売機に係る毎月分の売上数量及び金額を記載した売上報告書を、翌月の10日までに、甲に提出しなければならない。

(使用状況の実地調査等)

第14条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は乙に対して資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、前項の調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

(商品等の盗難又は毀損等)

第15条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損については、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その責を負わない。

(第三者への損害賠償の義務)

第16条 乙は、貸付物件を使用したことにより第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、乙の責任において一切解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 乙は、甲に対し次に掲げる事項を確約する。

- (1) 自らが暴力団(川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第18条 乙は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 貸付物件を、自動販売機及び回収ボックス設置の目的以外で使用する事。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (4) 貸付物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (5) 貸付物件又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (6) 貸付物件に反社会的勢力を出入りさせること。
- (7) 反社会的勢力に使用させること。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙の都合により、本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継続が困難であることについて書面による申出があり、これを甲が認めたとき。
 - (3) 甲は、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当することにより甲が本契約を解除した場合、乙は、当該解除の日から1年間、甲の行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとする。
- 3 第1項第3号の規定に該当することにより本契約が解除された場合、甲は、既納の貸付料の日割りをもって還付する。
- 4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除するものとする。
- (1) 第17条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 本契約締結後に乙又はその役員が反社会的勢力に該当したとき。

(契約の義務違反に対する措置)

第20条 甲は、乙が貸付期間中に第18条の規定に違反したときは、貸付料の1年分に相当する額として甲が算定した額の3倍の額の違約金を乙から徴収するとともに、相当の期間を定めて、これらの違反事項を是正すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは本契約を解除する旨を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、乙が前項に規定する期間内に同項の請求に応じないときは、本契約を解除するとともに、貸付物件の明渡しをしなければならない。
- 3 甲は、乙が実地調査及び報告の拒否等をしたときは、直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を乙から徴収するものとする。
- 4 乙は、甲が第12条の報告に関して虚偽の報告を行い、かつ、当該報告が故意に貸付料の全部又は一部を

免れようとするためのものと認められるときは、貸付物件を明け渡すとともに、貸付料年額の5倍の額の違約金を払わなければならない。

（契約の失効）

第21条 天災地変により貸付物件が使用できなくなり、又は本契約を継続することができない事態になったときは、本契約は直ちに失効する。

2 前項の規定により本契約が失効した場合、甲乙相互に損害賠償の請求は行わない。

（原状回復）

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は本契約を解除されたときは、乙は自己の責任において貸付物件を原状に回復したうえ、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙が前項の義務を怠り、又は履行しないときは、甲は、乙に代わってこれを施行し、その費用は乙が負担するものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 乙は、本契約を終了した場合において、貸付物件の改良のために支出した費用その他貸付物件の価値の増加に要した費用を負担した場合であっても、甲に対し、当該費用の請求をすることができない。

（契約の費用）

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第25条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義があるときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 （住所） 川西市中央町12番1号
（氏名） 川西市
代表者 川西市長 〇〇 〇〇〇

乙 （住所） 〇〇〇〇〇
（氏名） 〇〇 〇〇

末尾記載

貸付物件

施設名	所在地	設置場所	設置台数	設置面積
		○階	1台	○. ○○㎡

貸付料(令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日)

施設名	設置場所	貸付料(年額)	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額
	○階	○○円	○○円